

言を發表し、大峰二坑争議團本部の看板を掲げ、尙聲明書二千部印刷、藏内鐵業所屬各炭坑一帯に撒布し本格的争議に入つたのである。

而して二十日夜組合本部常任書記某争議團事務所で「赤旗の歌」を大書し之を張り出して檢束され、二十三日は午前午後に亘りピラ撒布隊員九名の檢束者を出し、一方炭坑側には大峰一坑の争議直後にして尙他坑に波及するを恐れ警戒を嚴重にして一般従業員の構外出入を禁し専ら動搖防止に努めたので、事態漸やく險悪化せんとするに至り勞資共急速解決を内心希望するところあり、遂に所轄後藤寺警察署高等主任の調停に依り六月二十四日川崎村重藤旅館に於て勞資双方會見接衝を重ねた結果、同日午〃後四時次の條件を以つて解決同五時争議團本部を解散することゝなつた。

十一、解決條件

- 1、労働時間は十時間以上稼働せしめざること
尙坑内點檢場に至る迄の時間を含み十時間を越さしめざること
- 2、獨身合宿所の建設は現在會社に於て計劃中にして之が完成の上は食費三十錢とすること
- 3、從來ダイナマイト代（十五錢）は其の亂發を防止する爲稼働者半額負擔としてゐたが今後會社側は考慮すること
安全燈代りにキャップライトを使用せしめ之が使用料は會社で負擔する様考慮すること。
- 4、醫師の雇入は目下會社で人物詮衡中にして適當の人物を得る筈に付諒解すること
- 5、争議参加者中四名を解雇すること